

Title	明治日本からみた『チャリティの帝国』：公的救済とチャリティの関係を中心に
Sub Title	The "Empire of charity" of Meiji Japan : the relationship between public relief and charity
Author	松沢, 裕作(Matsuzawa, Yusaku)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2022
Jtitle	三田学会雑誌 (Mita journal of economics). Vol.115, No.2 (2022. 7) ,p.111 (3)- 124 (16)
JaLC DOI	10.14991/001.20220701-0003
Abstract	<p>金澤周作『チャリティの帝国』は、広範な自発的チャリティが展開する近代イギリスの個性を描いた著作である。本稿では、当該書の内容が、現在の社会福祉のあり方への問題意識に発するものであることを確認しつつ、こうしたイギリスの個性と、同時代の日本の救済・慈善のあり方の比較を試み、日本における民間慈善の相対的な薄さと、それゆえに政府がそれを組織化する傾向があること、およびイギリスの救済法が明治期の政策担当者にとって一種の反面教師として言及されていたことを指摘した。</p> <p>The Empire of Charity by Shusaku Kanazawa describes the uniqueness of modern Britain, where charity organizations have developed extensively and diversely. It is also a reflection on the current state of the social welfare system. From this perspective, I compare this British uniqueness with Japanese relief and charity during the Meiji period. This study's finding reveals the following: the quantitative scale of private charity in Japan is smaller than that in Britain, the government prefers to organize private charity, and the Poor Laws in Britain were mentioned as a kind of bad precedent for policymakers during the Meiji period.</p>
Notes	特集：慈善と救済の比較史：金澤周作著『チャリティの帝国：もうひとつのイギリス近現代史』をめぐって
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20220701-0003

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治日本からみた『チャリティの帝国』
——公的救済とチャリティの關係を中心に——

松沢裕作*

The “Empire of Charity” of Meiji Japan:
The Relationship between Public Relief and Charity

Yusaku Matsuzawa*

Abstract: *The Empire of Charity* by Shusaku Kanazawa describes the uniqueness of modern Britain, where charity organizations have developed extensively and diversely. It is also a reflection on the current state of the social welfare system. From this perspective, I compare this British uniqueness with Japanese relief and charity during the Meiji period. This study’s finding reveals the following: the quantitative scale of private charity in Japan is smaller than that in Britain, the government prefers to organize private charity, and the Poor Laws in Britain were mentioned as a kind of bad precedent for policymakers during the Meiji period.

Key words: comparative history, poor laws, Inoue Tomoichi, kanka kyusai jigyo (reform and relief activities)

JEL Classifications: N30, I31, Z13

* 慶應義塾大学経済学部
Faculty of Economics, Keio University

はじめに

本稿の「明治期日本からみた」というタイトルには二つの意味がある。第一に、明治期日本を研究対象とする筆者が、イギリスを対象とした金澤周作『チャリティの帝国』⁽¹⁾（以下、本書と略し、同書からの引用はページ数のみを示す）を紹介し、評するという意味である。第二に、そうした作業の一部として、明治期の日本の人びとが、本書で描かれるような、同時代のイギリスの慈善・救貧をどのようにみていたのか、という歴史的な事実について論じる、という意味である。以下、第1節では、第一の点に重点を置き、特集全体への導入を兼ねて、本書の内容を紹介したい。ついで、第2節では、第二の点に重点を置いて、若干の比較史的材料を提供することを試みる。

1 『チャリティの帝国』の内容と特徴

本書は以下のような構成をとっている。

第1章 世界史における他者救済——イギリスの個性を問い直す

第2章 近現代チャリティの構造——歴史的に考えるための見取り図

第3章 自由主義社会の明暗——長い18世紀からヴィクトリア時代へ

第4章 慈悲深き帝国——帝国主義と国際主義

第5章 戦争と福祉のヤヌス——20世紀から現在へ

第1章では、古代のポリスでの同市民間救済、中世キリスト教世界の「キリストの貧者」への救済、そして近世の転換、すなわち貧者を危険視し、統制する救済への転換を前史として描きつつ、16～17世紀イギリスに、エリザベス救済法（公的救済）と、「慈善信託」を中核とするチャリティという組み合わせが成立したことが述べられている。

つづく第2章では、17世紀から20世紀という時間の幅をとった場合、世界史的にも、またイギリス社会についても大きな変化があったにもかかわらず、イギリスには、その国制をはじめとして、変化しない部分が分厚く存在することが指摘され、その「変化しない」こと、つまり一種の安定性をもたらしたのはチャリティではなかったか、という本書を貫く重要な問いが立てられる。そのうえで、自助・互助・チャリティ・公的救済という、近代イギリスにおける「福祉の複合体」の要素と相互関係の見取り図が提示されている。

第3章から第5章はこうした見取り図が、それぞれの時期にどのような特徴と変化をみせたかの叙述である。第3章では、18世紀から19世紀にかけての自由主義の時代が扱われる。ここでは、

(1) 岩波新書、2021年。

チャリティの与え手は、受け手である貧者を「有用／無用」であるかという基準で選別する傾向があったこと（そのために「望ましい貧民」を選別する規範的側面が強くなる）、またエンターテイメント的要素、例えば、寄付者たちがそれぞれ寄付額に応じた票を持ち、彼らの投票によって救われる者を選ぶという「投票チャリティ」のようなイベントなどを組み込み、いわば「寄付者市場」に「新しい悲惨」を供給するというメカニズムが働いていたことが示される。

第4章では、植民地帝国としてのイギリスのなかでのチャリティの位置づけが問われる。地球上の各地に植民地を持つイギリス帝国は、植民地でのチャリティ行為を通じて、「慈悲深い帝国」という自己認識を獲得していったこと、一方それは植民地支配そのものが生み出した問題への対処でもあり、かつ植民地とされた地域の伝統的チャリティ実践の否定を伴う要素を持っていたことが論じられる。

第5章では二つの世界大戦を通じてイギリスのチャリティがどのように変容したのかが描かれる。国際人道支援の端緒的な形成は、19世紀末の欧米諸国のチャリティ実践の学び合いにさかのぼるが、第一次世界大戦による戦時総動員によって、戦争チャリティ熱が盛り上がる一方で、国際支援は後景化する。戦間期には再び国際人道支援が活発化するものの、第二次世界大戦でまたも中断、さらに第二次世界大戦期には、物的破壊と女性の動員でチャリティそのものが低調となる。その結果、福祉の担い手としての国家の比重が高まり、これが戦後イギリスの福祉国家へとつながってゆく。こうしていったんは福祉国家の補完的役割に縮小したチャリティは、しかし、サッチャー政権による福祉国家の終焉と、ブレア政権の「第三の道」路線のもとで、再びその役割が注目されるようになり、チャリティの伝統が賦活されることが示される。

以上のような本書の叙述は、次のような特徴を持っている。

第一に、イギリスの「個性」を描くことに力点があることである。「あたかもイギリス社会の錨のように、自助と互助を支え、公的救貧の負担を軽減して、近代という大波による個人的、社会的な潜在的破綻の危機に抗っていた」(p.73)と述べられているように、変化しないイギリスの、その「変化の乏しさ」をもたらした要因としてチャリティがあるのではないか、という大きな問題提起が本書ではおこなわれている。このことは同時に、本書を読む者には、近代におけるチャリティの量的多少と、近代における諸制度の変動には関係を見いだせるか、という比較史上の論点提起につながっている。

第二に、「帝国」性が焦点化されていることである。チャリティの存在は、覇権国・イギリスの自己認識の一部を形成することが、本書では指摘されている。となればこれもまた、帝国日本⁽²⁾を含む他の植民地宗主国では同じような機制が働いたか否か、本書を比較の軸としながら議論を重ねることが可能だろう。

(2) 大友昌子『帝国日本の植民地社会事業政策研究』（ミネルヴァ書房、2007年）などの研究蓄積がある。

表1 金澤周作『チャリティの帝国』の「気持ち」一覧

	(1)困っている人に対して何かしたい	(2)困っている時に何かをしてもらえたら嬉しい	(3)自分の事ではなくとも困っている人が助けられている光景には心が和む
①エヴェルジェティスム	ただし自分の美德を発揮するために、友人・同胞市民・都市に対してそうしたい。	ただしその嬉しさは称賛と名誉付与によって表現する。	ただしそう感じるのは自分の属する都市の場合にはほぼ限定される。
②中世キリスト教	ただし神の愛を証しし、地上の富を否定してみせ、自分が死後救済されるために、キリスト教徒の貧者に対して(だけ)そうしたい。	ただしその嬉しさは(誰かの手を介した)神のみ恵みとして感じる。	ただしそれはキリスト教共同体の内部にとどまる。
③近世・近代の変容	ただし(死後の救済に関わる宗派の教義上の理由からだけでなく)対応しなければ自分の属している社会が危殆に瀕するから、自分の不徳のゆえに貧困に陥った者は処罰し、救うに値する弱者(だけ)を助けたい。	ただしその嬉しさは社会ないし宗派共同体からの恩恵として感じる。	ただしそれは自分の属する共同体内部にとどまり、マイノリティについては同胞に限定される。
④自由主義段階イギリス	その思いの裏にはマンパワー確保という階級的な利己心も働いていた。	民政に関して国家が基本的に不介入、放任の態度をとっているとき、民間が救いの手を差し伸べてくれるなら、それを擱まない法はない。	たしかに彼らの多くは心とんだであろう。しかし、私たちはこれにすべて共感できるだろうか。
⑤選別するチャリティ	しかし困った振りをしている者には騙されたくない。	いかに上から目線で選別をしてくる団体であれ、向こうの期待に沿った態度で居るのは生きるためにはやむを得ず、救われるなら差し迫った窮乏から脱出できるだけでなく、人物証明にもなる。	本当に困っている人に援助ができていながら、そして邪な思いから慈善家に取り入ろうとする者に正義の鉄槌が下されるならなお、彼らの多くは心とんだはずである。
⑥エンターテイメントとしてのチャリティ	ただし、個人的充足や社交など楽しみの次元を含んだ満足感を得られるならなおよい。	善意で闖入してくる与え手との交流は、傷つく経験にもなり得るが、物質的な必要を満たしてくれるだけでなく、人間や社会への信頼感を高めてくれる。	救い救われる共同体としてのイギリス社会のイメージは、全般的な(半分は自己欺瞞的な)満足感を与えた。
⑦帝国のチャリティ	近代文明の頂点に君臨する慈悲深いイギリス帝国の宗主国、臣民としての優越感や常識、誇りや責任が、文化風習の異なる異邦の民への保護者的な同情を駆り立てる。	支配とは別次元で宣教師や慈善家もたらす医療や教育、食糧支援などの恩恵は、イギリス帝国の「健全」な側面を示しており、受け入れられたのではないか。	困っている人の範囲は格段に拡張された。文字、写真、映像などのメディアで鮮やかに伝えられたこともあり、イギリス帝国とそれがもたらす社会秩序の道義的な正当性を証立しているように感じられ、無駄遣いとは目されなかった。

	(1)困っている人に対して何かしたい	(2)困っている時に何かをしてもらえたら嬉しい	(3)自分の事ではなくとも困っている人が助けられている光景には心が和む
⑧総力戦体制	敵と戦い国を守る兵士や憎い敵に蹂躪された味方の人々を救い、イギリスの道徳的優位を示し、同時に戦争の最終的勝利に向けてチャリティという形で貢献したい。	前線や捕虜収容所の兵士にとっても、戦死者の孤児や未亡人にとっても、母国が自分を忘れていないことを実感できる。	国外の連合国の人々への支援はイギリスのリーダーシップをイメージさせて満足感があり、イギリス人への支援は危機に遭っても同胞を見捨てないやさしさが感じられる。
⑨福祉国家時代のチャリティ	しかし国内の弱者は基本的に国家福祉が救ってくれるから、その気持ちの多くは国外に振り向けられるか、アジェンダ形成に向かった。	国家福祉が充実していた時期には権利や正義として福祉を要求できるのに、わざわざ施しを含意するチャリティで救われることを喜ぶ <u>条件はなく</u> なっていた。	チャリティではなく国家福祉によって救われる姿は、ある人にはより良い生活を求めてきた人類の努力の達成として美しく映り、ある人には人間の墮落と国際競争力の低下を生む禍々しい光景に見えただろう。一方、旧帝国へのチャリティによる開発援助は、普遍的人道を信じる人間としての、あるいは(旧)帝国宗主国の人間としての責任を果たせる、満足感のある手段だった。
⑩ポスト福祉国家時代のチャリティ	国家が十分に救済できない上は、また、国際外交が問題を解決できないなら、ときに国境を越えて連帯する市民の手で対処するのが正義だ。同じ人間として何かをするのは崇高な義務である。	国家も国連も無力な時、チャリティによる救済は、短期的な生活を成り立たせてくれるだけでなく、命の危機を救い、教育の機会を与えてくれる。代替策がない限り、これを偽善として拒絶する当事者はいない。	地元の小コミュニティでなされるボランティア活動であれ、内戦で疲弊した外国での医療活動であれ、それらは人間の連帯が、どこまでも柔軟に、可能であることを思い出させてくれる。

第三に、各時代、各局面ごとに、「三つの気持ち」によるチャリティの性格づけの整理がなされていることである。「三つの気持ち」とは、(1)困っている人に対して何かしたい、(2)困っている時に何かをしてもらえたら嬉しい、(3)自分の事ではなくとも困っている人が助けられている光景には心が和む、という三つの感情のあり方のことで、本書では、これを歴史貫通的・普遍的なものとして仮定したうえで、時代・場面ごとの、その「気持ち」の現れの違いが提示されるのである。

ただし、「三つの気持ち」の後に続く著者の整理の性格は一様ではない。それらをまとめたものが表1である。表中の下線部の表現に注目すると、何らかの形で、条件・制約を示している場合が多い(「ただし」「しかし」「も」「……なら」「……であれ、やむを得ず」など)。それ以外には、その場面での「気持ち」の表現を具体化している場合もある(表中の番号では、⑥(3)、⑧(1)(2)(3)、⑩(1)(2)(3))。

両者はともに、普遍的（と仮定される）「気持ち」を、時代・場面によって特定化するための叙述として用いられている。チャリティにおいては、前代の経験が完全には消去されず、次々に上書きされてゆくという視点（p. 223）は、普遍的な「気持ち」を仮定し、そのうえでそれらの現れを見るという視角から可能になっているともいえる。すなわち、いずれのチャリティ実践においても、その基礎には共通する「気持ち」があるので、制約や特定の条件は解除されたり継続したり復活したりすることがありうるというわけである。

それでは、著者が仮定する「三つの気持ち」はどこから導出されているのだろうか。注目されるのは、最終局面の「ポスト福祉国家」の「三つの気持ち」(⑩)には、制約条件が付いていないということである。著者は、ともかくも、誰かが誰かを助けることなしでやっていけそうもない、という現状認識に立脚して問題を設定している。これは優れて現在のな視点であろう。「ほどほどに個人主義的で集団主義的な人間」にとって、「チャリティよりましな柔軟で現実な仕組み」はいまだ存在しない（p. 226）という著者の態度表明と、この「三つの気持ち」に立脚した歴史叙述は表裏一体のものであるともいえる。

しかし、ここでもやはり比較史的課題は発生する。近代イギリスのごとき「チャリティ」の仕組みを発達させてこなかった諸地域は、それではどうすればよいのだろうか。イギリスの「個性」を描く本書の論旨において、「イギリスを手本にする」ことは目標ではありえないはずである。それぞれの地域の研究に投げかけられた問いと考えるべきであろう。

2 公的救済と慈善——明治日本

(1) 明治日本からみた『チャリティの帝国』

さて、以上のような比較史的課題を確認したうえで、明治期日本と、同時代のイギリスの慈善・救貧の比較について若干の論点を提示してみたい。

日本とイギリスの比較については、本書の著者、金澤自身による研究がある⁽³⁾。それによれば、明治期日本のチャリティは、同時代のイギリスに比べて、量的な規模としては小さいが、急速な慈善団体の発展がみられ、その際に欧米をモデル視する態度がある、とされる。一方で、当時の論者は、日本の「家」による扶養の独自性も強調していた。イギリスでは、自然発生的な多数の慈善団体の叢生ゆえに、チャリティ組織化協会のようなアンブレラ組織がうまく機能しないが（p. 104）、日本の場合、民間組織の量的少なさゆえに、内務省主導の中央慈善協会（1908（明治41）年設立）が一定の役割を果たすことに成功するという指摘は、イギリスの実態に通暁する著者ならではの指摘とい

(3) S. Kanazawa, “Wohltätigkeit und westlicher Einfluss im Japan der Meiji-Zeit, 1868–1912”, R. Liedtke, K. Weber Hg., *Religion und Philanthropie in den europäischen Zivilgesellschaften: Entwicklungen im 19. und 20. Jahrhundert*, Paderborn: Ferdinand Schöningh, 2009.

えよう。

本稿では、政府が救貧にどのように関与するか、という視点をこの金澤論文から継承し、あらためて、明治期日本の救貧のあり方を、公的救貧と慈善の関係を焦点としつつ瞥見してみたい。⁽⁴⁾

筆者がこうした問題設定をおこなう背景には、著者の描く「チャリティの帝国」の前提として、イギリスの「福祉の複合体」の構成要素に救貧法という公的救貧制度が含まれていることがある。著者によれば、救貧法の存在が、「救貧法に頼らない／頼らせない」という固有のチャリティのダイナミズムを生むという（第2章）。一方、近代日本の公的救貧法制としては、1874（明治7）年に制定された恤救規則があるが、極めて限定的にしか適用されない。こうした前提の違いを踏まえたうえで、日英のチャリティ／慈善団体の比較が必要だと筆者は考⁽⁵⁾える。⁽⁶⁾

(2) 1890年窮民救助法案

1890（明治23）年、内務省は、第1帝国議会に、恤救規則にかわる「窮民救助法案」を提出するが、衆議院で否決されてしまう。⁽⁷⁾この法案は、恤救規則に比べ適用範囲を拡大し、かつ、市町村に救助義務を課すことを盛り込んでいたが、衆議院議員の多数の同意を得ることができなかったのである。

ここで注目したいのは、法案中に、有志の窮民救助のための義援金穀は市町村長に委託し、市町村長は公費救助と同一に支給するという条文（「地方有志者ニ於テ公然義捐金穀等ヲ募リ窮民ヲ救助セントスルトキハ、募集シタル金穀等ヲ市町村長ニ委託スヘシ、此場合ニ於テ市町村長ハ公費救助ト同一ニ取扱フヘシ」⁽⁸⁾）が含まれていることである。つまり、有志の自発的な「チャリティ」を、公的救貧と一体的に運用するという方針がとられていたのである。

この点について、政府内で作成された法案の説明書は次のように述べている。⁽⁹⁾

-
- (4) そもそも、救貧を誰が担うかという課題は、政治とは何を引き受けるべきもので、何を引き受けるべきものではなく、また政治が政治の外にどのような領域／問題を見るのか、という「制度境界」の形成と関わっている（坂井晃介『福祉国家の歴史社会学』、勁草書房、2021年）。こうした境界設定の様態は、特定の時代・地域によって相違することが予想され、比較史上の論点として、救貧・慈善という論点にとどまらない射程を持つだろう。
- (5) 小川政亮「恤救規則の成立」（福島正夫編『戸籍制度と「家」制度』、東京大学出版会、1959年）、池田敬正『日本社会福祉史』（法律文化社、1986年）、松沢裕作「人びとはどのように恤救規則にたどり着いたか」（『三田学会雑誌』113-3、2020年）。
- (6) なお、いうまでもなく、さらなる前提として、当時のイギリスが世界でもっとも工業化の進んだ社会であり、同時代の日本が農業を基軸とする社会であったことを踏まえる必要がある。
- (7) 池田、注5前掲書、古田愛「明治23年窮民救助法案に関する一考察」（『日本史研究』394、1995年）。
- (8) 「公文類聚・第十四編・明治二十三年・第十六卷・賞恤二・恩給・扶助・賑恤」（国立公文書館所蔵、類00462100）。
- (9) 注8前掲史料。

従来ノ経験ニ徴スルニ、慈善家ノ救助ハ往々弊害ナシトセス、抑富豪ノ多キ地方ニ於テハ義捐醸出ノ容易ナルカ為メ、動モスレハ未タ窮民ノ範圍ニ入ラサル者ニ至ルマテモ救助米ヲ施与シ、平素ニ異ナラサル食ヲ得セシム、是レ惰民ヲ養成スルノ手段ニシテ、却テ社会ヲ害スルモノナリ、何トナレハ貧民タル者此ノ慈善ノ救助ヲ恃ミ、常ニ貯蓄不慮ニ備フルノ心ヲ發セス、加之其時ニ臨ミ我カ労働ヲ以テ自活ヲ計ルノ念ナケレハナリ、此法律ハ慈善家ノ救助ヲ制止スルノ精神ニアラスト雖モ、慈善家ヲシテ各個自由ニ救助ヲ為サシメス、必ス市町村役場ニ委託シ、以テ普通公費ノ救助ト同一ニ取扱ハシメント欲スルナリ、然ルトキハ市町村役場ハ此法律及其権限範圍内ニ於テ發布シタル命令、訓令、及市町村ノ条例等ニ準拠シテ施行スヘキカ故ニ、施与爛漫ノ弊ハ大抵防遏スルヲ得ヘシ

すなわち、従来の経験に照らせば、「富豪」の多い地方では濫給が発生しやすく、本来「窮民」と言えない者までも救済対象となる。こうした状況では、「貧民」は日常の貯蓄を怠るため、「惰民」が養成されてしまう。そこで、慈善家の出資による救済といえども、「慈善家」の「自由」を制限して、公費と一体的に取り扱い、同一の基準で支給することにしたいというのである。ここでの経験の背景には、1890（明治23）年の米価騰貴、施米・米価廉売要求がある⁽¹⁰⁾。

こうした法による慈善の統制は、『チャリティの帝国』で描かれる19世紀イギリスでは考えられない立法であろう。そこでは、各種の慈善団体が叢生し、それぞれに競合しながら、「寄付者市場」を形成していた。まさに、慈善家の「自由」がチャリティ実践の原動力とさえなっていたのである。

この法案は実際には成立しなかったものであり、かつ、この慈善家の自由の「制限」は、衆議院で批判を受けた点の一つでもあった⁽¹¹⁾。しかし、少なくとも内務官僚がこのような条文を法案に含ませることが可能だと考えたことは事実である。これは、先に触れた金澤の日英比較研究が指摘するところの、日本におけるチャリティ組織の相対的な薄さを前提にしているだろう。つまり、「慈善家」のアド・ホックな慈善はあるが、「慈善信託」のようなチャリティ組織・団体が大きくないからこそ、日本内務省の官僚は、市町村が「慈善家」を団体的に組織することが可能だと判断できたのではないか。

そのように考えると、明治期日本における慈善事業の特質は、「慈善信託」、すなわち財団型の慈善事業が少ないということに求められるのではあるまいか。あるまとまった資金が慈善を目的として運用される場合、それは江戸時代に各地域で、備荒貯蓄などを目的としておこなわれた貯穀・積金を継承するものが多い⁽¹²⁾。

そもそも「家」経営体の継続性を重視する近世・近代日本社会において、イギリスのごとく、個人の遺産は、チャリティのために信託されるのではなく、一括して「家産」として継承されるのではあ

(10) 稲葉光彦『窮民救助制度の研究』（慶應通信、1992年）、大川啓「近代日本における「慈善」と「不穩」」（『歴史学研究』804、2005年）、同「民衆運動と近代社会」（『日本史研究』690、2020年）。

(11) 『官報』2247号付録 衆議院第一回通常会議事速記録第一六号。

るまいか。近代大阪の福祉政策の展開を分析した飯田直樹は、1901年に「大阪慈善団体懇話会」として設立され、1902年に「大阪慈善同盟会」、1907年以降は「大阪慈善協会」となった組織について、基本的には、各団体に寄付金を配分することを目的とする組織であったことを明らかにしたうえで、そこで配分される寄付金の「ほとんどが亡くなった近親者の追善供養のためのもの」⁽¹³⁾であったと述べている。個人の遺産が直接に財団化されることはなく、その後継者によって「追善」のために寄付金が寄せられるという構造は、比較史上の要点の一つであろう。

(3) 反面教師としてのイギリス？

先に触れた金澤論文で述べられているように、20世紀初頭に内務省やその関連団体で活動した社会事業家たちのなかに、欧米のチャリティ実践をモデル視する態度が見られることは否定できない。しかし一方で、公的救貧に関しては、むしろイギリスを反面教師とみなすような言論が見られることも注目に値する。

1890（明治23）年の窮民救助法案否決後、公的救貧については、議員立法や内務省内での立案が試みられるものの、いずれも挫折している（なお、この間、内務省内で公的救貧に関わる新しい法の制定にもっとも熱心なのは後藤新平である⁽¹⁴⁾）。

公的救貧の基本法令が1874（明治7）年の恤救規則にとどまったまま、日露戦後期には感化救済事業が内務省主導で推進される。感化救済事業とは、各地の慈善団体の育成・情報交換を目的とした事業であり、中央慈善協会の設立は感化救済事業の結果の一つである。一方、日露戦後期には恤救規則の支給基準を厳格化する方針がとられた⁽¹⁵⁾。

感化救済事業を主導したのが、内務官僚井上友一⁽¹⁶⁾である。井上の著書『救済制度要義』（1907（明

(12) 庄司拓也「明治前期における地域的救済組織の存続過程」（『専修史学』33, 2002年）。平下義記「明治期における福山義倉の組織変革」（『史学研究』282, 2013年）。酒井一輔「近代移行期における共有財産の再編と地域統合」（『社会経済史学』84-2, 2018年）。今村直樹『近世の地域行財政と明治維新』（吉川弘文館, 2020年）。

(13) 飯田直樹『近代大阪の福祉構造と展開』（部落問題研究所, 2021年）。

(14) 池田, 注5前掲書。

(15) 池田, 注5前掲書。

(16) 感化救済事業と井上友一については、右田紀久恵「井上友一研究（その一）」（『社会問題研究』42-1, 1992年）、池本美和子「感化救済事業」（『社会福祉学』37-1, 1996年）、野口友紀子「明治後期の防貧概念」（『東洋大学大学院紀要』38, 2001年）、木下順「井上友一の欧米視察」（『國學院大學紀要』48, 2010年）、木下順「もう一人の井上友一」（『経済学雑誌』115-3, 2015年）。とりわけ、木下順「井上友一の欧米視察」の、公式の報告書に記載され、また伝記的記述でもそのように述べられている、パリで開催された万国公私救済慈恵事業会議への井上の出席について、実際には病気のため出席しておらず、出席したのは大久保利武なのではないかという考証は示唆に富む。『救済制度要義』に結実する「社会事業に関する井上の研鑽は帰国後に始まったのだといえよう」という木下の指摘は井上の「救済制度」観を検討するうえで重要である。

治 40) 年) は、「救済制度」の序列を、風化・防貧・救貧の順に置いている。⁽¹⁷⁾すなわち、貧困を生まな
ないような精神の土壌を作ること(「風化」)が最上位に置かれ、次に、貧困を防ぐこと(「防貧」)が
位置づけられ、すでに存在する貧困を救う「救貧」は、「救済制度」のなかではもっとも価値の低い
ものとみなされるのである。

こうした井上の政策構想は、井上が、イギリスの救貧法は、「惰民」を発生させる原因として極めて
否定的にとらえていることを考えるとよく理解できる。⁽¹⁸⁾1908(明治 41)年、感化救済事業講演会
で井上は「救済事業及制度の要義」と題する講演をおこなっているが、そのなかで井上は次のよう
に述べている。

国家は義務として貧民を救はなければならぬという一種の制度を作つたか為非常に財政困難
を來して、現に英吉利では公費の救助を受けて居る人間が百十四万人居るといふことである。
さうして其公費で救助して居る。金額が一億六千万円を費して居る。仮に日本てはどうかとい
ふと、幸にして諸君の如き篤志の御方かあつて民間て色々工夫して下さるか為に公けの費用か
ら出すところは纔に二十万円しかありませぬ。

イギリスでは多額の公費が救貧に投じられているのに対し、日本では公費救済は少額にとどま
っていることを、井上は肯定的に評価するのである。「英吉利は大国といふか斯ういふ点からは貧民の
大国」⁽¹⁹⁾とまで、井上は言い切っている。「幸にして諸君の如き篤志の御方かあつて」という表現に、
集まった慈善事業関係者への顧慮があるにしても、井上の眼には、分厚いチャリティによって救貧
法への負荷を抑える「チャリティの帝国」像が映っていないことは明らかである。ただし、救世軍
の植民事業は「授産主義」として肯定的に評価される。⁽²⁰⁾

総じて井上は、日本においてはまだ深刻な貧困問題は発生しておらず、「風化」「防貧」によって、
欧米諸国のような貧困問題の深刻化を回避できると考えているようである。⁽²¹⁾同じ講演のなかで、「日
本は救貧事業に付いては遅れて居る。併ながら英吉利の如く救貧法を作つて却て世界に恥を曝した
ところもある。されは我邦に於ては救貧法は劣つて居つても防貧事業に於ては是非西洋各国に一歩
を抜くやうにしなければならぬ」⁽²²⁾と述べていることから、そのことはうかがわれる。

(17) 井上友一『救済制度要義』(博文館, 1907年)。

(18) こうした井上の構想自体が、同時代のイギリスの救貧法をめぐる議論の影響を強く受けている。『救
済制度要義』に掲げられている多数の英文文献からもそれは明らかである。

(19) 内務省地方局編『感化救済事業講演集 下』(1908年), pp. 2-3。

(20) 注 19 前掲史料, p. 6。

(21) 注 16 前掲, 池本論文が指摘するところである。

(22) 注 19 前掲史料, p. 50。

そうした井上の観点からは、恤救規則の貧弱さはむしろ日本にとって幸いであったと理解される。『救済制度要義』のなかには次のような一節がある。⁽²³⁾

思ふに我普通救貧行政たる其制度の規定は素より粗笨にして法の体裁を為すことなしと雖も、其苟も濫給の弊あらんことを恐れ又惰民を助長して漫りに公費に依頼するの因を絶たん為め其意を用ゐたるの跡亦観るべきものなきに非ず。乃ち英国に於て救貧法改革以前健康の窮民と雖も尚之を救助したるか為め続発せる各種の弊害は我邦の制に於ては竟に之を視ることなかるべし。

すなわち、恤救規則の貧弱さゆえにイギリス救貧法の弊害を免れることができたというのである。加えて、井上は、かつて内務省が自ら帝国議会上に提出した窮民救助法案についても「当時此法にして万一其通過を見たりしならんには今日其法の得失を實驗するに至りしならんも幸にして其議に上らずして已みたりき」と、否定的である。⁽²⁴⁾同法案が廃案となったのは「幸」であったというのである。この間に内務省の政策基調が転換していたことをうかがわせる。

以上の井上の発言を統一的に解釈するならば、井上は、第一に、イギリス救貧法（特にエリザベス救貧法）を批判的にとらえ、イギリスがその負の遺産に苦しんでいると理解しており、第二に、日本は救貧法制の貧弱さゆえに、逆説的にそうした負の遺産を持たずに済んでいるという現状認識に立ち、第三に、社会問題の発生を将来に予測して、19世紀のチャリティ実践の、選別主義的・授産主義的側面のみを「進んだもの」と評価して、それを「防貧」「風化」にカテゴライズして、「感化救済事業」のなかで内務省のもとに組織化しようとしたということになるであろう。

井上の発想には、公的救貧も、私的慈善も、井上が感化救済事業を展開しているこの時点から始まるのであって、将来に属する課題であるという感覚があるように思われる。いわば、一種の後発性の利益を得ようというのである。それゆえに「チャリティの帝国」の実相、その複雑さと層の厚さそのものにはそれほど関心がないともいえるだろう。

おわりに——慈善と救貧の比較史に向けて

以上を踏まえ、改めて公的救貧と私的慈善の組み合わせをどのようにとらえるべきであろうか。貧者もチャリティの与え手も、公的救貧の利用をできるだけ避けようとしており、これが自助（や互助）のイデオロギーと響き合い、またチャリティへ向かうベクトルを太くしたという『チャリティの帝国』の描くようなメカニズム（p.65）は明治期日本には存在しない。要するに、公的救貧も薄

(23) 注 17 前掲書, p.190。

(24) 注 17 前掲書, p.170。

ければ民間慈善も薄いのである。

こうした状態を、「福祉の複合体」の全体的な薄さにとらえることもできるが⁽²⁵⁾、一方日露戦後の内務官僚は、それ自体を問題視してはいない。むしろイギリスのような負の遺産を免れていると肯定的に評価してさえいるのである。

しかし、『チャリティの帝国』の著者は、その「おわりに」において、「三つの気持ち」を有し、チャリティ実践を支える人間類型こそが、「これからの公的福祉」をむしろ進んで支えようとするのではないかという問題提起をしている。果たして、公的救済も私的慈善もともに薄いような社会で、「三つの気持ち」はどのようなあらわれ方をするのだろうか。そして、そのような歴史を背景に持つ社会で、「公的福祉」はどのような姿をとりうるだろうか。本書の射程は、比較史のなかに置くことで、このような現在の問いへと接続しているように思われる。

参 考 文 献

論文・書籍 (articles & books)

- Kanazawa, S. (2009) “Wohltätigkeit und westlicher Einfluss im Japan der Meiji-Zeit, 1868–1912”, R. Liedtke, K. Weber Hg., *Religion und Philanthropie in den europäischen Zivilgesellschaften: Entwicklungen im 19. und 20. Jahrhundert*, Paderborn: Ferdinand Schöningh.
- 飯田直樹 (2021) 『近代大阪の福祉構造と展開』 部落問題研究所 [Iida, Naoki, *Kindai Osaka no Fukushi Kozo to Tenkai*, Buraku Mondai Kenkyusho, 2021]
- 池田敬正 (1986) 『日本社会福祉史』 法律文化社 [Ikeda, Yoshimasa, *Nihon Shakai Fukushishi*, Horitsu Bunkasha, 1986]
- 池本美和子 (1996) 「感化救済事業」『社会福祉学』 37-1 [Ikemoto, Miwako, “Kanka Kyusai Jigyo”, *Shakai Fukushigaku*, 37-1, 1996]
- 稲葉光彦 (1992) 『窮民救助制度の研究』 慶應通信 [Inaba, Mitsuhiko, *Kyumin Kyujo Seido no Kenkyu*, Keio Tsushin, 1992]
- 井上友一 (1907) 『救済制度要義』 博文館 [Inoue, Tomoichi, *Kyusai Seido Yogi*, Hakubunkan, 1907]
- 今村直樹 (2020) 『近世の地域行財政と明治維新』 吉川弘文館 [Imamura, Naoki, *Kinsei no Chiiki Gyozaisei to Meiji Ishin*, Yoshikawa Kobunkan, 2020]
- 右田紀久恵 (1992) 「井上友一研究 (その一)」『社会問題研究』 42-1 [Uda, Kikue, “Inoue Tomoichi Kenkyu (Sono 1)”, *Shakai Mondai Kenkyu*, 42-1, 1992]
- 大川啓 (2005) 「近代日本における「慈善」と「不穩」」『歴史学研究』 804 [Okawa, Hiromu, “Kindai Nihon ni okeru ‘Jizen’ to ‘Fuon’”, *Rekishigaku Kenkyu*, 804, 2005]
- 大川啓 (2020) 「民衆運動と近代社会」『日本史研究』 690 [Okawa, Hiromu, “Minshu Undo to Kindai Shakai”, *Nihonshi Kenkyu*, 690, 2020]
- 大友昌子 (2007) 『帝国日本の植民地社会事業政策研究』 ミネルヴァ書房 [Otomo, Masako, *Teikoku Nihon no Shokuminchi Shakai Jigyo Seisaku Kenkyu*, Minerva Shobo, 2007]

(25) 松沢裕作「日本近代形成期の集団と個人——家・村・窮民——」(『歴史学研究』1007, 2021年)はそうした見解を採った。

- 小川政亮（1959）「恤救規則の制定」福島正夫編『戸籍制度と「家」制度』、東京大学出版会 [Ogawa, Masaaki, “Jukkyu Kisoku no Seitei”, Fukushima, Masao ed. *Koseki Seido to ‘Ie’ Seido*, Tokyo Daigaku Shuppankai, 1959]
- 金澤周作（2021）『チャリティの帝国』岩波新書 [Kanazawa, Shusaku, *Charity no Teikoku*, Iwanami Shoten, 2021]
- 木下順（2010）「井上友一の欧米視察」『國學院大學紀要』48 [Kinoshita, Jun, “Inoue Tomoichi no Obei Shisatsu”, *Kokugakuin Daigaku Kiyo*, 48, 2010]
- 木下順（2015）「もう一人の井上友一」『経済学雑誌』115-3 [Kinoshita, Jun, “Mo Hitori no Inoue Tomoichi”, *Keizaigaku Zasshi*, 115-3, 2015]
- 酒井一輔（2018）「近代移行期における共有財産の再編と地域統合：近世的遺産の所有権と分割・維持問題」『社会経済史学』84-2 [Sakai, Kazuho, “Kindai Ikoki ni okeru Kyoyu Zaisan no Saihen to Chiiki Togo: Kinseiteki Isan no Shoyuken to Bunkatsu, Iji Mondai”, *Shakai Keizai Shigaku*, 84-2, 2018]
- 坂井晃介（2021）『福祉国家の歴史社会学』、勁草書房 [Sakai, Kosuke, *Fukushi Kokka no Rekishi Shakaigaku*, Keiso Shobo, 2021]
- 庄司拓也（2002）「明治前期における地域的救済組織の存続過程」『専修史学』33 [Shoji, Takuya, “Meiji Zenki ni okeru Chiikiteki Kyusai Soshiki no Sonzoku Katei”, *Senshu Shigaku*, 33, 2002]
- 野口友紀子（2001）「明治後期の防貧概念」『東洋大学大学院紀要』38 [Noguchi, Yukiko, “Meiji Koki no Bohin Gainen”, *Toyo Daigaku Daigakuin Kiyo*, 38, 2001]
- 平下義記（2013）「明治期における福山義倉の組織変革」『史学研究』282 [Hirashita, Yoshinori, “Meijiki ni okeru Fukuyama Giso no Soshiki Henkaku”, *Shigaku Kenkyu*, 282, 2013]
- 古田愛（1995）「明治23年窮民救助法案に関する一考察」『日本史研究』394 [Furuta, Ai, “Meiji 23nen Kyumin Kyujo Hoan ni kansuru Ichikosatsu”, *Nihonshi Kenkyu*, 394, 1995]
- 松沢裕作（2020）「人びとはどのようにに恤救規則にたどり着いたか」『三田学会雑誌』113-3 [Matsuzawa, Yusaku, “How were the Poor in 19th Century Japan Rescued by the Poor Law (Jukkyu Kisoku)?: The Case of Gunma Prefecture”, *Mita Gakkai Zasshi*, 113-3, 2020]
- 松沢裕作（2021）「日本近代形成期の集団と個人——家・村・窮民——」『歴史学研究』1007 [Matsuzawa, Yusaku, “Nihon Kindai Keiseiki no Shudan to Kojin: Ie, Mura, Kyumin”, *Rekishigaku Kenkyu*, 1007, 2021]

資料 (materials)

- 「公文類聚・第十四編・明治二十三年・第十六卷・賞恤二・恩給・扶助・賑恤」国立公文書館所蔵，類 00462100 [“Kobun Ruishu, Dai 14hen, Meiji 23nen, Dai 16kan, Shojuetsu2, Onkyu, Fujo, Shinjutsu”, Kokuritsu Kobunshokan Shozo, Rui00462100]
- 『官報』2247号付録 衆議院第一回通常会議事速記録第一六号 [Kampo, 2247go Furoku Shugiin Dai 1kai Tsujo Kaigiji Sokkiroku Dai 16go]
- 内務省地方局編（1908）『感化救済事業講演集 下』 [Naimusho Chihokyoku ed. *Kanka Kyusai Jigyō Koenshu Ge*, 1908]

要旨: 金澤周作『チャリティの帝国』は、広範な自発的チャリティが展開する近代イギリスの個性を描写した著作である。本稿では、当該書の内容が、現在の社会福祉のあり方への問題意識に発するものであることを確認しつつ、こうしたイギリスの個性と、同時代の日本の救貧・慈善のあり方の比較を試み、日本における民間慈善の相対的な薄さと、それゆえに政府がそれを組織化する傾向がある

こと、およびイギリスの救貧法が明治期の政策担当者にとって一種の反面教師として言及されていたことを指摘した。

キーワード: 比較史, 救貧法, 井上友一, 感化救済事業